

許可等事務手続きに関する 【補正書】の取扱いの開始

銃砲、風俗、古物商等の生活安全課関係申請について、一度警察署に提出した申請書記載内容に軽微な訂正が必要となった場合、再度窓口に来訪しなくても、所定の「補正書」に必要事項を記載し、定められた方法により申請した警察署生活安全担当課に郵送することで、申請内容の補正ができるようになりました。



窓口に行かなくても補正できるのはいいね。

★ 補正書対象申請

平成29年1月4日以降に提出した申請書のうち、提出した警察署で審査中のもの。

★ 補正書提出窓口

補正に係る申請書を提出した警察署の生活安全担当課。

★ 補正書での対応の基準

原則として各申請書記載内容のうち、軽微な項目の訂正の場合で、申請書を提出した警察署生活安全担当課に再度来訪することが困難と認められる場合とします。

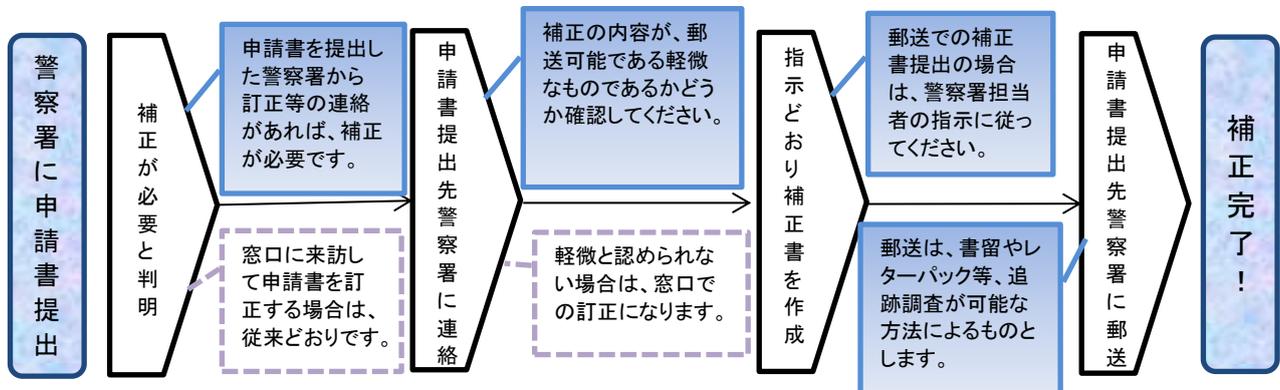
なお、申請書の添付書類に係る補正や、補正することで申請内容が大きく変わると認められる場合は補正できません。



★ 補正書の受付方法

補正書様式取得

※ダウンロードしてご利用ください。



～ お問合せ先 ～

申請書提出先の警察署生活安全担当課

または愛媛県警察本部生活安全部生活環境課 許可事務等指導室までご連絡ください。